

○持続可能社会における既存共同住宅ストックの再生に向けた勉強会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「持続可能社会における既存共同住宅ストックの再生に向けた勉強会」（以下「勉強会」という。）と称する。

（目的）

第2条 勉強会は、持続可能社会における既存共同住宅ストックの再生について検討を行うことを目的とする。

（委員の任命）

第3条 勉強会の委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

（座長の任命）

第4条 勉強会には座長を置き、勉強会に属する委員のうちから互選により選任する。

（委員以外の者の出席）

第5条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、勉強会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（勉強会の議事）

第6条 勉強会の議事は、公開とする。

2 勉強会の議事内容については、内容について委員の確認を得たのち、国土交通省ホームページにおいて公開する。

3 勉強会の資料については、座長に確認の上、原則として公開するが、座長の判断によりその一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第7条 勉強会の事務局は国土交通省住宅局市街地建築課に置く。